

ひとり親家庭等医療費受給者証の更新には手続きが必要です

現在お渡ししている「ひとり親家庭等医療費受給者証(福祉医療費受給者証 親)」は、令和7年7月31日をもって効力を失います。令和7年8月1日以降の受給者証の交付を受けるには、引き続き受給要件を満たしていることが必要になります。

つきましては、**令和7年7月8日(火)まで**に、以下の「更新手続きに必要なもの」をご確認のうえ、同封の「更新申請書」をお住まいの区の担当課(※)へ提出してください。**郵送申請も可能です**

期日までに「更新申請書」等の提出がない場合は、本年8月1日から有効の新しい受給者証をお渡しできません。その場合、本年8月1日以降に医療機関等にかかれた時に、窓口で自己負担額を支払うことになりますので、ご注意ください。

(※) ひとり親家庭等医療費の担当課は、各区役所・支所の保健福祉センター子どもはぐくみ室(右京区京北地域にお住まいの方は右京区京北出張所保健福祉第一担当)です。

更新手続きに必要なもの

- 1 更新申請書 (裏面の説明をご覧ください、必要事項を記入してください)
- 2 保険資格情報が確認できる書類の写し又は個人番号利用に関する申告書(受給者全員分)
※窓口で申請する場合は、マイナポータルの保険情報画面の提示による申請も可能です。
- 3 令和7年1月1日時点の住所地の市区町村が発行する課税証明書(令和7年度(令和6年分)の所得金額及び控除の内訳がわかるもの)
※令和7年1月2日以降に京都市に転入された方で、かつ、個人番号利用に関する申告書の提出がない方のみ。
- 4 その他

ご注意

「更新申請書」の記載内容に変更や誤りがある場合や家族の構成に変更が生じた場合等、ひとり親家庭等医療の資格に関わる変更があった場合は、直ちにひとり親家庭等医療担当まで届け出てください。婚姻(事実婚も含む)した場合等、ひとり親家庭等医療の認定要件を満たさなくなった場合は喪失届の提出が必要です。

※届出と異なる事実が判明したときは、受給者証を更新できないことや医療費の返還を求めることがあります。

令和7年8月1日からの所得要件について

この「お知らせ」は、現在「ひとり親家庭等医療」を受給されているすべての方に送付していますが、主たる生計維持者の令和6年中の所得(※)が以下の所得基準額以上である場合は、令和7年8月1日から令和8年7月31日まで「ひとり親家庭等医療」の対象となりません。

更新申請書にもとづく審査において、主たる生計維持者の所得が所得基準額以上であることが確認された場合は、「却下通知書」を送付します。

税法上の 扶養親族の人数	所得基準額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人	3,120,000円
3人	3,500,000円

(※) 所得基準額と比較する「所得」額は、給与収入のみの場合、給与所得控除後の金額から100,000円(最大)、社会保険料控除相当として80,000円をそれぞれ差し引き、その他にひとり親控除、寡婦控除や医療費控除などの諸控除を差し引いた後の額となります。

(※以下、扶養親族が1人増えるごとに380,000円加算)

(※老人扶養親族等がある場合は、別途加算される場合があります)

(※特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額を申告されている方は、その金額が分かる書類も提出してください)

裏面につづく

1. 更新申請書

★受給者全員
★同一住所にお住まいの方（住民票上別世帯になっている方も含む）全員
★別居しているが受給者を扶養している方（健康保険上又は税法上扶養している方）全員
が記載されていますか？

変更がある場合は、別途異動届等の提出が必要です。

京都市
保健福祉センター子どもはぐくみ室

更新申請書
(京都市ひとり親家庭等医療費支給制度)

受給対象者、同居者又は別居の扶養関係者等

番号	氏名	続柄 生年月日	保険者番号 保険者名 被保険者記号番号
578	京都 育子	本人 H2.1.1	□□□□ ××健康保険組合 ○○△△△△
567	京都 太郎	子 H30.2.2	□□□□ ××健康保険組合 ○○△△△△

(医療費の受給対象児童の母、父又は扶養者)

氏名	生年月日	電話番号
京都 育子	H2.1.1	080-XXXX-XXXX
住所	京都市△△区××町1-1	

上記の状況に（相違ありません）
京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第7条第3項の規定により、受給者証の更新を申請します。
なお、京都市ひとり親家庭等医療費支給条例第2条に係る調査（世帯状況、課税状況、生活保護受給の有無等）を京都市が行うことについて、生計同一者全員の同意を得ています。

令和 6年6月20日
(児童の母、父又は扶養者)氏名 京都 育子

受給者の健康保険情報を印字していますので、確認してください。

()のどちらかに○をつけてください。
★印字内容に修正・追加・変更がない場合は、「相違ありません」に○
★印字内容に修正・追加・変更がある場合は、「相違がありますので別途異動等を届け出ます」に○
ひとり親家庭等医療費受給者異動届に変更内容を記入して届け出てください。

電話番号と届出日の記入も忘れずに。

2. 保険資格情報が確認できる書類の写し又は個人番号利用に関する申告書（受給者全員分）

- ★保険資格情報が確認できる書類の例は、以下のとおりです。
 - ・従来の健康保険証
 - ・資格確認書
 - ・資格情報のお知らせ
 - ・マイナポータルの資格情報画面を印刷したもの
- ★個人番号利用に関する申告書は、HPからダウンロードしてください。【QR添付】
- ★保険資格情報が確認できる書類で、本人/家族の別が確認できない場合等は、個人番号利用に関する申告書の追加提出を求めることがあります。
- ★窓口で申請する場合は、マイナポータルの資格情報画面の提示による申請も可能です。

3. その他の書類等

- ★印字内容に相違がある方・・・「異動届」（資格喪失となる場合は「喪失届」）
- ★令和7年1月2日以降に本市に転入された方・・・「個人番号利用に関する申告書」又は1月1日時点の住所地の市区町村が発行する課税証明書（令和7年度分／所得金額及び控除の内訳がわかるもの）
- ★表面の「更新手続に必要なもの」4その他（ ）に記載されているもの

※郵送による提出も可能です。送付先は各区役所・支所の保健福祉センター子どもはぐくみ室（右京区京北地域にお住まいの方は京北出張所保健福祉第一担当）